

受講対象者について

教員免許状更新講習は、「受講対象者」に該当される方以外は受講できません。

また、受講期間以外に受講された講習につきましては、教員免許状更新のための講習として認められないこととなりますので、ご注意ください。

また、修了確認期限および有効期間満了の日につきましては、本学では把握しかねるため、ご自身にて確認を行っていただく必要がございます。

●過去に教員免許状更新講習を受講し修了確認期限の延期申請をされた方

手続き完了時に発行された「更新講習修了確認証明書」をご参照ください。

●新免許状所持者

お持ちの「免許状」をご参照ください。

●旧免許状所持者で免許状を更新されたことのない方

既に経過した「最初の修了確認期限」が生年月日ごとに定められております。

『修了確認期限をチェック（文部科学省 HP）』をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

新免許状と旧免許状の違いや、有効期間満了の日・修了確認期限については、文部科学省リーフレットおよび、文部科学省ホームページ内・免許状の有効期間（修了確認期限）をご覧ください。

○文部科学省リーフレット

https://www.mext.go.jp/content/20201224-mxt_kyoikujinzai02-100002386_1_1.pdf

○免許状の有効期間（修了確認期限）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/003.htm

また、受講対象者に該当するかどうかにつきましては、文部科学省ホームページ内免許状更新講習の受講対象者および解説と Q&A・受講対象者についてよりご確認ください。その際、ご自身の採用区分・職名を今一度ご確認ください、誤認のないようご注意願います。

○免許状更新講習の受講対象者

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm

○解説と Q&A－受講対象者について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315294.htm

教員免許更新が必要かどうか、自身の教員免許状の期限等がわからない等の場合には、参考として『教員免許状の有効期間確認ツール』が公開されております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm